

湖西市水道企業管理規程第 5 号

水道スマートメーターによる時間帯別料金の実証実験における水道料金の軽減に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日

湖西市長 田内 浩之



水道スマートメーターによる時間帯別料金の実証実験
における水道料金の軽減に関する規程の一部を改正す
る規程

水道スマートメーターによる時間帯別料金の実証実験における水道料金の軽減に関する規程（令和 5 年湖西市水道企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「条例第 23 条第 1 項の水道料金」を「条例第 24 条に規定する料金」に改め、同条第 2 号中「欄と」を「欄に掲げる料金と同表の」に改め、「従量料金」の次に「の欄に掲げる料金」を加え、「切り捨てるものとする。」を「切り捨てた料金」に改め、同条第 3 号中「使用水量」を「時間別使用水量」に、「第 25 条」を「第 25 条第 2 項」に、「算定した」を「算定する」に改め、「係る」の次に「1 時間ごとの」を加え、同条第 4 号中「軽減」を「水道料金の軽減」に改め、「納付しなければならない」を削り、「から、」を「に代えて」に、「差し引く」を「納付させる」に改め、同条第 5 号及び第 6 号中「軽減」を「水道料金の軽減」に改める。

第 3 条の見出し中「軽減」を「水道料金の軽減」に改め、同条中「軽減」を「水道料金の軽減」に、「対象地区で対象期間に給水契約をしている」を「次のいずれの条件も満たす」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 対象地区で対象期間中に全日給水契約をしていること。
- (2) 実証実験料金が、水道料金よりも安いこと。

第 4 条の見出し中「軽減の」を削る。

第 5 条第 1 項中「1 時間ごとの」を「時間別」に改める。

第6条第2項中「時間帯別の」を「時間別」に、「23時～6時」を「10時～17時」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「軽減」を「水道料金の軽減」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条、第6条関係）

量水器の口径	基本料金	水道使用時間帯区分ごとの従量料金		
		7時～10時 17時～22時	10時～17時	22時～7時
13mm※	2,210 円	1m ³ につき 190 円	1m ³ につき 110 円	1m ³ につき 70 円
20mm※	3,840 円			
25mm	6,660 円	1m ³ につき 210 円	1m ³ につき 120 円	1m ³ につき 80 円
30mm	10,940 円			
40mm	21,640 円	1m ³ につき 220 円	1m ³ につき 130 円	1m ³ につき 90 円
50mm	32,580 円			

備考1 13mm 及び 20mm においては、1m³の使用ごとに、基本料金を 140 円減額する。ただし、減額の限度は 2,210 円とする。

備考2 水道使用時間帯区分ごとの従量料金に係る使用水量は、次の各号に掲げる水道使用時間帯区分に応じ、当該各号に定める水量とする。

- (1) 7時から10時まで及び17時から22時までの時間帯 当該時間帯に係る対象期間の時間別使用水量を合算した水量（当該水量に1m³未満の端数があるときは、これを切り捨てた水量）
- (2) 22時から翌日7時までの時間帯 当該時間帯に係る対象期間の時間別使用水量を合算した水量（当該水量に1m³未満の端数があるときは、これを切り捨てた水量）
- (3) 10時から17時までの時間帯 対象期間の使用水量（当該使用水量に1m³未満の端数があるときは、これを切り捨てた水量）から前2号に定める水量を差し引いた水量

別表第2（第8条関係）

時間帯区分ごとの減量水量の算出方法	減量水量は、別表第1の水道使用時間帯区分に従って、次の順番で差し引くものとする。1. 10時～17時の使用水量から差し引く。2. 減量水量が10時～17時の使用水量を超える場合、その過剰分を22時～
-------------------	---

	7 時の使用水量から差し引く。3. 更に過剰が発生する場合、7 時～10 時及び 17 時～22 時の使用水量から差し引く。
--	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。